

付属書 1

表 1 禁止物質レベル 1 物質/物質群リスト

下記の「小倉クラッチ規制内容」を保証することが必要である。*1

注意 1： 主な物質の分析については IEC62321*1 に準拠すること。

注意 2： 本リストに掲載されていない物質でも、条約・法・条例・業界指針などで、個別に対象地域や製品などに対して規定されている場合は、それらを完全に順守すること。

注意 3： 補修用スペアパーツであっても含有する物質が規制の対象となる場合があるため、該当する各法規制を確認すること*2。

No.	物質/物質群	小倉クラッチ規制内容	規制対象	主な参照法令	用途例・使用例（参考例）
1	ポリ塩化ビフェニル (PCB)類	意図的使用禁止かつ 50ppm 未満*3	すべての用途	化審法*4 EU POPs 規則 Annex I POPs 条約	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、 溶媒、電解液、可塑剤、防火 剤、難燃剤、電線とケーブル 用コーティング剤、誘電体シ ーラントなど
	ポリ塩化ターフェニル (PCT)類	意図的使用禁止かつ 50ppm 未満*3	すべての用途	EU REACH Annex XVII	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、 溶媒、電解液、可塑剤、防火 剤、難燃剤、電線とケーブル 用コーティング剤、誘電体シ ーラントなど
2	アスベスト類	意図的使用禁止 なお、併行生産や製造設備から の意図しない混入/付着も含め て、当該物質の含有を禁止する	すべての用途	EU REACH Annex XVII	ブレーキライニングパッド、 ガスケット（シーリング材）、 絶縁体、充填剤、研磨剤、顔 料、塗料、タルク、断熱材な ど

3	特定有機スズ化合物 (1) ビス(トリブチルスズ)=オキシ ド(TBTO) 3 置換有機スズ化合物	1000ppm 未満 (スズ含有濃度*5)*3	すべての用途	化審法 EU REACH Annex X VII	「ビス(トリブチルスズ)= オキシド」: 塗料、顔料、防 腐剤など 「3 置換有機スズ化合物」: 塗料、顔料、安定剤など
4	特定有機スズ化合物 (2) ジブチルスズ(DBT)化合物	1000ppm 未満 (スズ含有濃度*5)*3*6	すべての用途	EU REACH Annex X VII	樹脂安定剤、ポリウレタン用 硬化触媒、シリコーン用硬化 触媒、ガラス被覆材、ゴム用 改質剤など
5	特定有機スズ化合物 (3) ジオクチルスズ(DOT)化合物	1000ppm 未満 (スズ含有濃度*5)*3	次の用途 -皮膚に触れる繊維 -壁、フロアカバー -2 成分室温硬化モールドキ ット(RTV-2 モールドキット)	EU REACH 規則 Annex X VII	樹脂安定剤、PVC 用安定剤 など
6	短鎖型塩化パラフィン (SCCP,C10-13)	意図的使用禁止*2 かつ 1500ppm 未満*3	すべての用途	化審法 EU POPs Annex I POPs 条約	ポリ塩化ビニル(PVC)用可 塑剤、難燃剤など
7	ポリブロモビフェニル (PBB)	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満*7	すべての用途	化審法 EU RoHS EU REACH Annex X VII EU POPs Annex I POPs 条約	難燃剤など

8	ポリブロモジフェニルエーテル (PBDE)	・ EU RoHS 対象機器 意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満 ^{*7}	(1)EU RoHS 対象機器	化審法 EU REACH Annex X VII EU POPs Annex I POPs 条約	難燃剤など
		・ EU RoHS 対象機器以外 意図的使用禁止かつ 10ppm 未満 ^{*7}	(2)上記以外：すべての用途 (電池 ^{*8} の材料としての用途 ^{*9} 、自動車用部品、包装材、玩具、育児用品など)		
			<適用除外> - PBDE を含むリサイクル材を含有する玩具および育児用品の材質中における 350ppm 未満の PBDE(2026 年 10 月 20 日まで) - PBDE を含むリサイクル材を含有する成形品(玩具と育児用品以外)の材質中における 350ppm 未満の PBDE(2027 年 6 月 30 日まで) - PBDE を含むリサイクル材を含有する成形品(玩具と育児用品以外)の材質中における 200ppm 未満の PBDE(2007 年 7 月 1 日以降)		

9	特定アミンを形成する アゾ染料、顔料	特定アミンとして 30mg/kg (30ppm) 未満*3	人の皮膚または口腔に直接 かつ長時間接触する可能性 がある織物、革製品 アゾ染料および顔料の還元 分解により発生してはなら ない特定アミンについては 別表 1 参照 (EU REACH AnnexXVII Appendix 8 Entry43-Azocolourants-List of aromatic amines)	EU REACH Annex XVII	衣類、寝具、タオル、ヘアビ ーズ、かつら、帽子その他の 衛生用品、寝袋、履物、手袋、 腕時計バンド、イヤホン、ヘ ッドホン、ストラップ、ショ ルダーベルトなど
10	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が 1 以上の物質)	意図的使用禁止*3	すべての用途	化審法 EU POPs Annex I POPs 条約	潤滑剤、塗料、安定剤（電気 特性、耐炎性、耐水性）、絶 縁材、難燃剤など
11	カドミウム およびその化合物	100ppm 未満	すべての用途（包装材に関し ては、四重金属*10 参照） <適用除外> -付属書 2、3『適用除外項目 一覧表』に記載のある項目 -電池*8 の材料としての用途 *9(EU 電池規則による)	資源有効利用促進法 EU RoHS EU ELV EU REACH Annex XVII	プラスチック（ゴム、フィル ムを含む）に用いられる安定 剤・顔料・染料・塗料・イン キ・蛍光体、合金、包装材な ど

12	鉛 およびその化合物*11	1000ppm 未満	すべての用途（包装材に関しては、四重金属*10 参照）	資源有効利用促進法 EU RoHS EU ELV EU REACH Annex XVII	塗料、顔料、染料、インキ、プラスチック（ゴムを含む） 材料中の安定剤、部品の外部電極、リード端子等のはんだ処理、包装材など
			<適用除外> -付属書 2、3『適用除外項目一覧表』に記載のある項目 -電池*8 の材料としての用途*9(EU 電池規則による)		
13	六価クロム化合物	・皮革製品及び皮革部品 3ppm 未満*12 ・上記以外 1000ppm 未満	(1) 皮膚に接触する皮革製品および皮革部品 (2) 上記以外：すべての用途（包装材に関しては、四重金属*10 参照）	資源有効利用促進法 EU RoHS EU ELV EU REACH Annex XVII	防錆処理、樹脂、塗料、顔料、インキ、包装材、革（例：製品外装部やキャリーバッグなどの皮革部分）など
			<適用除外> -付属書 2、3『適用除外項目一覧表』に記載のある項目 -電池*8 の材料としての用途*9(EU 電池規則による)		
14	水銀 およびその化合物	1000ppm 未満	すべての用途（包装材に関しては、四重金属*10 参照）	資源有効利用促進法 EU RoHS EU ELV 水俣条約	顔料、染料、塗料、インキ、時計等のインジケータ、水銀を接点に用いたリレー、スイッチ、センサー、プラスチックへの調剤、包装材など
			<適用除外> -付属書 2、3『適用除外項目一覧表』に記載のある項目 -水銀電池*8 の材料としての用途*9(EU 電池規則による)		

—	四重金属 (カドミウム/鉛/六価クロム/水銀)	意図的使用禁止かつ 包装を構成する部材の質量を 分母として総合計 100ppm 未 満*13	すべての包装材用途	EU 包装材規則 米国特定州包装材有害物質 規制	顔料、染料、塗料、インキ、 パッキング材、粘着剤、ステ ープル、ラベルなど
			<適用除外> ・パレットなど、クローズドル ープで再利用されることが 明確になっている場合*14		
15	オゾン層破壊物質 (HCFC を除く)	意図的使用禁止*15	すべての用途	オゾン層保護法 EU ODS 規則 EU F ガス規則 米国 大気浄化法 モントリオール議定書	冷媒、発泡剤、実装基板の洗 浄など
16	ハイドロクロロフルオロカーボ ン(HCFC)	意図的使用禁止*3	すべての用途*16	オゾン層保護法 EU ODS 規則 EU F ガス規則 米国 大気浄化法 モントリオール議定書	冷媒、発泡剤、実装基板の洗 浄剤など
17	ホルムアルデヒド	- 木材ベースの成形品 気中濃度 0.062mg/m³(0.05ppm) 未満*17 - 気中濃度 - 上記以外の成形品 気中濃度 0.080mg/m³(0.06ppm)未満 *17	すべての用途（成形品が対 象）*18*19 但し、建材、住宅設備等の規 制値は該当する事業会社・事 業場で別途規定する	EU REACH Annex XVII TSCA カナダ環境保護法 1999	合成樹脂の製造原料、防腐 剤、接着剤など

18	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩および PFOS 関連物質*20 (別名：パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩および PFOS 関連物質)	意図的使用禁止かつ ・ PFOS(塩を含む)の場合 25ppb(0.025ppm)未満*3 ・1 つまたは複数の PFOS 関連物質の組み合わせの場合 濃度合計が 1000ppb(1ppm)未満*3	すべての用途	化審法 EU POPs Annex I POPs 条約	半導体用反射防止剤・レジスト、金属めっき処理剤など
19	特定ベンゾトリアゾール化合物 (1) UV-320 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的使用禁止*3	すべての用途	化審法	プラスチック樹脂用紫外線吸収剤、プラスチック建材、昇華転写型写真のコーティング樹脂など
20	ジメチルフマレート(DMF)	0.1ppm 未満*3	すべての用途	EU REACH Annex XVII	防湿材、防カビ材など
21	多環芳香族炭化水素(PAH)	1ppm 未満*3	人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する、または短時間の接触が繰り返される、ゴムまたはプラスチック部品 規制対象物質一覧については別表 2 参照	EU REACH Annex XVII	自転車、ゴルフクラブ、ラケットのようなスポーツ用具、家庭用品、台車、歩行器、家庭用の工具、衣服、履物、手袋およびスポーツウェア、腕時計バンド、リストバンド、マスク、髪飾りなど
22	ヘキサブロモシクロデカン(HBCD)	意図的使用禁止かつ 75ppm 未満*3	すべての用途	化審法 EU POPs Annex I POPs 条約 I	難燃剤など

23	フタル酸エステル(4種) ・フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP*21) ・フタル酸ブチルベンジル(BBP) ・フタル酸ジ-n-ブチル(DBP) ・フタル酸ジイソブチル(DIBP)	・EU RoHS 対象機器 1種の濃度で閾値 1000ppm 未満	(1)EU RoHS 対象機器	EU RoHS	ゴム、エラストマー、樹脂(特にポリ塩化ビニル)用可塑剤、塗料、インク、接着剤用添加剤など
		・EU RoHS 対象機器以外 4種の合計濃度で 1000ppm 未満	(2)上記以外： EU REACH Annex XVII のフタル酸エステルに関する制限条項対象製品(電池*8 の材料としての用途、包装材*22、玩具・育児用品など)	EU REACH Annex XVII	
24	塩化リン酸エステル系難燃剤(3種) ・トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)ホスファート(TDCPP) ・トリス(2-クロロエチル)＝ホスファート (TCEP) ・トリス(1-クロロ-2-プロピル)＝ホスファート(TCPP)	閾値 1000ppm 未満*3	すべての用途	米国国内法 (自治体法を含む)	難燃剤など
			<適用除外> -自動車とその交換部品 -商用、住宅建材物の断熱材または配線類 -デスクトップおよびラップトップのコンピュータ、音声・映像機器、計算機、無線電話、ゲーム・コンソール、対話型ソフトウェアとのアクセスに使用されるものでスクリーンが組み込まれた携帯用端末とその周辺機器、ならびにケーブルやアダプタ等の接続装置 -保存メディア(CD、コンピュ		

			ータゲーム等のインターラクティブソフトウェア)		
25	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	意図的使用禁止*3	別表 3 に示す HFC を含む製品 個別用途毎に HFC の GWP(地球温暖化係数)によって期限が設定される	EUP ガス規則 カナダ環境保護法 1999	スタンドアローン冷却機器、集中冷却機器、チラー、移動可能冷却機器、HFC を使用して製造した押出ポリスチレンフォーム・高圧ポリウレタンスプレーフォーム・低圧ポリウレタンスプレーフォーム、自動車のエアコン、エアロズルなど
26	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩および PFOA 関連物質 (別名：パーフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩および PFOA 関連物質)	意図的使用禁止かつ ・ PFOA(塩を含む)の場合、25ppb (0.025ppm) 未満*3 ・ 1 つまたは複数の PFOA 関連物質の組み合わせの場合濃度合計が 1000ppb (1ppm) 未満*3	すべての用途	化審法 EU POPs Annex I POPs 条約	フッ素樹脂/ゴム、フッ素コーティング、半導体露光工程での反射防止剤など

27	炭素数 9 から 21 のペルフルオロカルボン酸(C9-C21 PFCA)とその塩および C9-C21 PFCA 関連物質 (別名：炭素数 9 から 21 のパーフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCA)とその塩および C9-C21 PFCA 関連物質)	[C9-C14 PFCA] 意図的使用禁止かつ ・ C9-C14 PFOA(塩を含む)の場合 25ppb(0.0025ppm)未満*3 ・ 1 つまたは複数の C9-C14 PFCA 関連物質の組み合わせの場合 濃度合計が 260ppb(0.26ppm)未満*3	すべての用途	EU REACH Annex XVII POPs 条約	フッ素樹脂/ゴム、フッ素コーティング、半導体露光工程での反射防止剤、熱媒体など
			<適用除外> ・電離放射線または熱分解によるポリテトラフルオロエチレン(PTFE)マイクロパウダー製造の不純物としての 1ppm 以下の C9-C14 PFCA		
28	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及び PFHxS 関連物質 (別名：パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及び PFHxS 関連物質)	意図的使用禁止かつ ・ PFHxS (塩を含む) の場合、25ppb (0.025ppm) 未満*3 ・ 1 つまたは複数の PFHxS 関連物質の組み合わせの場合 濃度合計が 1000ppb(1ppm) 未満*3	すべての用途	化審法 EU POPs Annex I POPs 条約	フッ素コーティング、金属めっきなど

29	リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP(3:1))	意図的使用禁止* ³	すべての用途	TSCA	難燃剤、可塑剤など
			<適用除外> -潤滑油及びグリース -自動車(トラック、自動二輪車、建設用、農業用、産業用などを含む)および航空宇宙機 -リサイクルされたプラスチックから製造した PIP(3:1)を含有する製品または成形品(ただし、リサイクルまたは生産工程において新規に PIP(3:1)が添加されていないこと)		
30	デクロランプラス TM (1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18- ド デカクロロペンタシクロ 〔12.2.1.16,9.02,13.0,10〕オクタデ カン-7,15-ジエン)	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満* ³ ・2027 年 4 月 16 日から 1ppm 未満* ³	すべての用途	化審法 EU POPs Annex I POPs 条約	難燃剤など
			<適用除外>(2030 年 8 月 26 日まで) -航空宇宙、防衛用途 -医療用画像診断と放射線治療の装置/設備		

31	特定ベンゾトリアゾール化合物 (2) UV-328 (2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール -2-イル)-4,6-ジ-tert-ペルチルフェ ノール)	意図的使用禁止かつ 100ppm 未満* ³ ・2026 年 8 月 4 日から 10ppm 未満* ³ ・2028 年 8 月 4 日から 1ppm 未満* ³	すべての用途	化審法 EU POPs Annex I POPs 条約	プラスチック樹脂用紫外線 吸収剤など
			<適用除外>(2030 年 2 月 4 日まで) -自動車(トラック、自動二輪 車、建設用、農業用、産業用 などを含む) -産業塗装(エンジニアリング 機械/鉄道輸送/大型鋼構造物 の重防食塗装など) -偏光板中のトリアセチルセ ルロース(TAC)フィルム -航空機		
32	中鎖型塩化パラフィン (MCCP,C14-17) (塩素化率 45 重量%以上のものに 限る)	意図的使用禁止* ³	すべての用途	POPs 条約	難燃剤、可塑剤、金属加工油 など
			<適用除外> -次の用途に使用される軟質 ポリ塩化ビニル ・建材分野（建物とその他構 造物のメンテナンスを含む） において、商業目的以外で使 用される屋内空間の床材以 外の用途 ・建材分野のワイヤーおよび ケーブル ・医療機器及び体外検査用機 器のワイヤー及びケーブル 包装分野におけるカレンダー フィルム		

			・断熱用途の軟質発泡エラストマー(FEF) ・次の用途に使用される接着剤および封止剤 ・ドア及び窓のシーリングに使用されるポリサルファイド系シーラント及び一成分ポリウレタンフォーム ・防水コーティングおよび防食コーティング ・航空宇宙および防衛用途 ・航空宇宙および防衛製品の非構造接着に使用されるテープ ・皮革の加脂成分(子供用製品を除く)		
--	--	--	---	--	--

*1 : IEC 62321(Determination of certain substances in electrotechnical products; 電気・電子機器中における特定物質の定量)原文は、例えば、IEC Web Store(<https://webstore.iec.ch/>)や、(財)日本規格協会のホームページ(<http://www.jsa.or.jp/>)より入手可能。

*2 : 補修用スペアパーツの法規制の適用対象・適用対象外は以下の通り。法規制により要求が異なるので注意が必要。

規制法令	法規制前または適用除外満了前に上市した製品の補修用スペアパーツ	法規制後または適用除外満了後に上市した製品の補修用スペアパーツ
EU REACH、 EUPOPs など	適用対象 (一部例外あり)	適用対象 (一部例外あり)
EU RoHS	適用対象外	適用対象

*3 : サプライチェーンを遡って、「小倉クラッチ規制内容」を順守できていることを確認できれば、当該物質の不使用の確認のための分析は不要とする。

*4：副生第一種特定化学物資を含有する化学物質の取扱いについても考慮する。

*5：スズ含有濃度＝[均質材質中の特定有機スズ化合物の含有濃度]×[スズ換算係数]

スズ換算係数＝ $118.7^{*A} \times N^{*B}$ ／特定有機スズ化合物の分子量

*A：スズ原子量 *B：スズ化合物中のスズ原子数

*6：ジブチルスズ化合物を 1000ppm 未満の濃度で意図的使用している場合は、規制値 1000ppm 未満であることを保証するためのエビデンス(例：分析データ)の提出を購入先にお問い合わせする必要がある。

*7：規制値は、物質群の濃度を示す。

*8：電池（一時電池）、蓄電池（二次電池）および電池パック

*9：電池に関しては個別に法令を確認し対応すること。

*10：表中 No.14 の下行に No.11～14 の包装材に関する規制内容を記載。

*11：北米向けの製品で、カリフォルニア州プロポジション 65 規制の和解合意書(2002 年 9 月 3 日)に該当する製品は、コードの表面を覆う素材に意図的に鉛が加えられている場合、または、鉛の含有量が 300ppm(0.03%)を超える場合は、警告表示が必要。

*12：皮革製品または皮革部品の総乾燥重量を分母として、六価クロムの重量を 3ppm 未満にすること。なお、クロムなめし加工（三価クロムなめし加工を含む）を行った皮革製品および皮革部品については分析により、六価クロム含有率が 3ppm 未満であることを確認する。一方、クロムなめし加工を行っていない皮革製品および皮革部品については、サプライチェーンを遡って、六価クロム含有率が 3ppm 未満を順守できていることを確認できれば、当該物質の分析は不要とする。

*13：包装を構成する部材の質量を分母として、カドミウム、鉛、六価クロム、水銀の四重金属含有総合計を重量比で 100ppm 未満にすること。なお、包装を構成する部材とは、包装材を簡単な手段で分離できる部分(例：ダンボール梱包における「ダンボール紙」と組立に用いる「粘着テープ」、表示に用いる「ラベル」は、それぞれ別の部材とする)。

*14：四重金属の含有が 100ppm を超えた包装材をクローズドループで再利用する場合、米国特定州包装材有害物質規制では届出責務等が発生するので、個別に確認して対応すること。

*15：なお、グリーン調達基準書（最新版）ではオゾン層破壊物質の製造工程使用（製品または部品に含有しないが、製品または部品の製造時に意図しての利用（例：洗浄工程））も含めて、当該物質の使用を禁止している。

*16：モントリオール議定書の第五条「開発途上国の特別な事情」の適用を受ける開発途上国に対しては、技術的および経済的に考慮し対応すること。

*17：それぞれの法律で定められた試験方法に準じる。

- *18 : 米国カリフォルニア州で販売される合板を含む最終製品については、「ホルムアルデヒドを発生する合板に関する規則 (California Composite Wood Products ATCM)」の規制内容を確認の上、個別にすること。
- *19 : 繊維中のホルムアルデヒドの含有については、オーストリアで規制(Austria-BGB I 1990/194 : Formalde hydverordnung,規制値=75ppm)があるため、欧州向けの該当する製品は、規制内容を確認の上、個別に対応すること。
- *20 : Perfluorooctane sulfonic acid;PFOS,分子式 $C_8F_{17}SO_2XX=OH$ 、金属塩、ハロゲン化物、アミド、ポリマーを含むその他関連物質
- *21 : 特に原料メーカーでは、別名の DOP (フタル酸ジオクチル) が使われるため注意
- *22 : 包装材は、EU REACH の対象となるため、4 種の合計濃度で規制されることに注意

付属書 1

◆別表 1：発生してはならない特定アミン一覧

	CAS RN	物質名	英語名
1	92-67-1	4-アミノジフェニル	biphenyl-4-ylamine 4-aminodiphenyl xenylamine
2	92-87-5	ベンジジン	Benzidine
3	95-69-2	4-クロロ- <i>o</i> -トルイジン	4-chloro- <i>o</i> -toluidine
4	91-59-8	2-ナフチルアミン	2-naphthylamine
5	97-56-3	<i>o</i> -アミノアゾトルエン	<i>o</i> -aminoazotoluene 4-amino-2',3-dimethylazobenzene 4- <i>o</i> -tolylazo- <i>o</i> -toluidine
6	99-55-8	5-ニトロ- <i>o</i> -トルイジン	5-niro- <i>o</i> -toluidine
7	106-47-8	4-クロロアニリン	4-chloroaniline
8	615-05-4	4-メトキシ- <i>m</i> -フェニレンジアミン	4-methoxy- <i>m</i> -phenylenediamine
9	101-77-9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	4,4'-methylenedianiline 4,4'-diaminodiphenylmethane
10	91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン	3,3'-dichlorobenzidine 3,3'-dichlorodiphenyl-4,4'-ylenediamine
11	119-90-4	3,3'-ジメトキシベンジジン	3,3'-dimethoxybenzidine <i>o</i> -dianisidine
12	119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン	3,3'-dimethylbenzidine 4,4'-bi- <i>o</i> -toluidine
13	838-88-0	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	4,4'-methylenedi- <i>o</i> -toluidin
14	120-71-8	<i>p</i> -クレイジン	6-methoxy- <i>m</i> -toluidine <i>p</i> -cresidine
15	101-14-4	4,4'-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン)	4,4'-methylene-bis-(2-chloro-aniline) 2,2'-dichloro-4,4'-methylene-dianiline

16	101-80-4	4,4'-オキシジアニリン	4,4'-oxydianiline
17	139-65-1	4,4'-チオジアニリン	4,4'-thiodianiline
18	95-53-4	o-トルイジン	o-toluidine 2-aminotoluene
19	95-80-7	2,4-トルエンジアミン	4-methyl-m-phenylenediamine 2,4-toluenediamine
20	137-17-7	2,4,5-トリメチルアニリン	2,4,5-trimethylaniline
21	90-04-0	o-アニシジン	o-anisidine 2-methoxyaniline
22	60-09-3	4-アミノアゾベンゼン	4-amino azobenzene

付属書 1

別表 2：多環芳香族炭化水素 対象物質一覧

No	CAS RN	物質名	英語名
1	50-32-8	ベンゾ[a]ピレン	Benzo[a]pyrene(BaP)
2	192-97-2	ベンゾ[e]ピレン	Benzo[e]pyrene(BeP)
3	56-55-3	ベンゾ[a]アントラセン	Benzo[a]anthracene(BaA)
4	218-01-9	クリセン	Chrysen(CHR)
5	205-99-2	ベンゾ[b]フルオランテン	Benzo[b]fluoranthene(BbFA)
6	205-82-3	ベンゾ[j]フルオランテン	Benzo[j]fluoranthene(BjFA)
7	207-08-9	ベンゾ[k]フルオランテン	Benzo[k]fluoranthene(BkFA)
8	53-70-3	ジベンゾ[a,h]アントラセン	Dibenzo[a,h]anthracene(DBAhA)

別表 3 : ハイドロフルオロカーボン(HFC)

No	CAS RN	物質名	英語名	別名
1	75-46-7	トリフルオロメタン	Trifluoromethane	HFC-23
2	75-10-5	ジフルオロメタン	Difluoromethane	HFC-32
3	593-53-3	フルオロメタン	Methyl fluoride	HFC-41
4	354-33-6	1,1,1,2,2-ペンタフルオロエタン	Ethane, 1,1,1,2,2-pentafluoro-	HFC-125
5	359-35-3	1,1,2,2-テトラフルオロエタン	1,1,2,2-Tetrafluoroethane	HFC-134
6	811-97-2	1,1,1,2-テトラフルオロエタン	1,1,1,2-Tetrafluoroethane	HFC-134a
7	430-66-0	1,1,2-トリフルオロエタン	1,1,2-Trifluoroethane	HFC-143
8	420-46-2	1,1,1-トリフルオロエタン	Ethane, 1,1,1-trifluoro-	HFC-143a
9	624-72-6	1,2-ジフルオロエタン	1,2-Difluoroethane	HFC-152
10	75-37-6	1,1-ジフルオロエタン	1,1-Difluoroethane	HFC-152a
11	431-89-0	1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン	Propane, 1,1,1,2,3,3,3-heptafluoro-	HFC-227ea
12	677-56-5	1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン	1,1,1,2,2,3-Hexafluoro-propane	HFC-236cb
13	431-63-0	1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン	1,1,1,2,3,3-Hexafluoropropane	HFC-236ea
14	690-39-1	1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン	Propane, 1,1,1,3,3,3-hexafluoro-	HFC-236fa
15	679-86-7	1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン	1,1,2,2,3-Pentafluoropropane	HFC-245ca
16	460-73-1	1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン	1,1,1,3,3-Pentafluoropropane	HFC-245fa
17	406-58-6	1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン	1,1,1,3,3-Pentafluorobutane	HFC-365mfc
18	138495-42-8	1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン	1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-decafluoro-Decafluoropentane	PHFC-43-10mee
19	353-36-6	フルオロエタン	Fluoroethane	HFC-161

付属書 1

表 2A 禁止物質レベル 2A 物質/物質群リスト

No.	物質/物質群	納入禁止日*1	規制対象	主な参照法令	用途例・使用例（参考例）
1	ペルフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)	2031 年 1 月 1 日 但し、今後の法規制動向に応じて変更する場合もある	すべての用途	米国国内法	難燃剤、電気絶縁材、フッ素加工剤、撥水、撥油・耐食・耐熱・防汚加工剤、潤滑剤、冷媒など
2	ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA)とその塩および PFHxA 関連物質	2026 年 10 月 10 日	織物、革、毛皮、皮での使用において -PFHxA(塩を含む)の場合 25ppb(0.025ppm)未満 -1 つまたは複数の PFHxA 関連物質の組み合わせの場合濃度合計が 1000ppb(1ppm)未満	EU REACH	イヤホン・ヘッドホン・ストラップ・ショルダーベルト・キャリーバッグなどの繊維・皮革部分など

*1:小倉クラッチの事業会社・事業場の事情（納入先からの要望など）に合わせて、事業会社・事業場で独自に、本指針より早い時期を設定する場合には、関係者（購入先など）に伝達する。

付属書 1

表 2B 禁止物質レベル 2B 物質/物質群リスト

No.	物質/物質群	納入禁止日*1	規制対象	主な参照法令	用途例・使用例(参考例)
1	ポリ塩化ビニル(PVC)およびその混合物	—	次の用途 (1) 電気・電子機器の新製品における機器*2内部配線 (2) 製品および製品に同封されるアクセサリ等に用いられる包装材 なお、使用制限となる個々の部品、材料は、小倉クラッチの事業会社・事業場からの要請に基づき対応のこと。 ただし、ポリ塩化ビニル代替材料はハロゲンフリー（フッ素を除く）であることを原則とする。なお、難燃剤として赤リンを使用する場合には、製品安全上の基準に適合すること。 <適用除外> ・事業会社・事業場判断（安全性など品質が保てない場合、調達面で困難な場合、法規制などで材料が指定されている場合、お客様から材料指定された場合等）	小倉クラッチの自主規制	内部配線、包装材など
2	ビスフェノール A（別名：BPA,2,2-ビス(4-ヒドロキシフェニル)プロパン）と類似懸念があるビスフェノール類	今後の法規制動向に応じて設定	すべての用途	EU REACH	エポキシ樹脂やポリカーボネート樹脂の原材料など

3	有機ハロゲン難燃剤 (OFR)	今後の法規制動向に応じて設定	次の用途 (1) ディスプレイのプラスチック製筐体およびスタンド*3*4*5 (2) 上記以外：屋内用途の EEE のプラスチック製筐体*5	米国国内法	難燃剤など
			＜適用除外＞ -皮膚に接触しない部品の筐体 -コード、ケーブル、スイッチ、コネクタ		
4	デカブロモジフェニルエタン(DBDPE)	今後の法規制動向に応じて設定	すべての用途	カナダ環境保護法 1999	プリント基板の難燃剤など

*1：小倉クラッチの事業会社・事業場の事情（例：納入先からの要望など）に合わせて、事業会社・事業場で独自に、本指針より早い時期を設定する場合には、関係者（購入先など）に伝達する。

*2：ただし、EU RoHS において機器として扱われるケーブルを除く。

*3：米国ニューヨーク州で販売される最終製品については、「電子ディスプレイ、布・革張り家具中の難燃剤規制(Regulation of flame retardants in electronic display and upholstered furniture)」(強制的曜日：2024 年 12 月 1 日) の規制内容を確認の上、個別に対応すること。

*4：EU で販売される最終製品については、(EU エコデザイン指令 ディスプレイ実施規則((EU)2019/2021)) (強制的曜日：2021 年 3 月 1 日) の規制内容を確認の上、個別に対応すること。

*5：米国ワシントン州で販売される最終製品については、「ワシントン州より安全な製品規則 有機ハロゲン難燃剤規制(Regulations of Organohalogen flame retardant under Safer Products for Washington program)」(ディスプレイのプラスチック製筐体およびスタンドの強制的曜日：2025 年 1 月 1 日、屋内用途の EEE のプラスチック製筐体の強制的曜日：2027 年 1 月 1 日) の規制内容を確認の上、個別に対応すること。

付属書 1

表 3 禁止物質レベル 3 物質/物質群リスト

物質名	主な参照法令
DEHP,BBP,DBP,DIBP 以外のフタル酸エステル *1	EU REACH 規則 Annex X VII(対象玩具) カルフォルニア州 ポロポジション 65 TSCA SNUR 米国特定州 梱包材有害物質規制
三酸化二ヒ素・五酸化二ヒ素	EU REACH 規則 Annex X IV(認可対象物質)
塩化コバルト	EU REACH 規則 Annex X IV(認可対象物質)勧告案
セラミック繊維	EU REACH 規則 Annex X IV(認可対象物質)勧告案
酸化ベリリウム	WEEE リサイクルへの情報提供対象物質
リン酸トリフェニル(TPP)	TSCA
添加型テトラプロモビスフェノール A(TBBPA)	EU REACH

*1：フタル酸ジイソノニル(DINP)・フタル酸ジペンチル、フタル酸ジイソペンチル、フタル酸ジ-n-オクチル、フタル酸ビス(2-メトキシエチル)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)など